

第55回平成26年3月与謝野町議会定例会会議録(第2号)

招集年月日 平成26年3月7日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ~ 午後2時11分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	11番	小林庸夫
2番	和田裕之	12番	多田正成
3番	有吉正	13番	井田義之
5番	塩見晋	14番	糸井満雄
6番	宮崎有平	15番	勢旗毅
7番	伊藤幸男	16番	谷口忠弘
8番	浪江郁雄	17番	今田博文
9番	家城功	18番	赤松孝一
10番	山添藤真		

2. 欠席議員(1名)

4番 杉上忠義

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 秋山 誠 書記 土田 安子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副町長	堀口 卓也	教育長	垣中 均
企画財政課長	浪江 学	教育委員長	白杉 直久
総務課長	奥野 稔	商工観光課長	長島 栄作
岩滝地域振興課長	中上 敏朗	農林課長	井上 雅之
野田川地域振興課長	坪倉 正明	教育推進課長	小池 信助
加悦地域振興課長	森岡 克成	教育次長	和田 茂
税務課長	植田 弘志	下水道課長	西村 良久
住民環境課長	朝倉 進	水道課長	吉田 達雄
会計室長	飯澤嘉代子	保健課長	前田 昌一
建設課長	西原 正樹	福祉課長	浪江 昭人

5 . 議事日程

日程第 1 一般質問

6 . 議事の経過

(開会 午前 9時30分)

議長(赤松孝一) 皆さん、おはようございます。

ご報告をいたします。本日、杉上議員より欠席の届けが参っておりますので、皆さんにお知らせをします。

ただいまの出席議員は17人であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

日程第1、一般質問を行います。

当初13人の議員から通告がありましたが、今田議員より取り下げの申し出がありましたので、12人の議員による一般質問を、通告順により順次行います。

また、通告順3番の杉上忠義議員が欠席のため、伊藤議員及び和田議員の通告順を繰り上げて、本日は4人による一般質問を行いますので、ご了解ください。なお、杉上議員の一般質問は、次回、3月10日の最後、宮崎議員の後に追加し6番目に行いますので、ご報告いたします。

最初に、15番、勢旗毅議員の一般質問を許します。

勢旗議員。

15番(勢旗 毅) おはようございます。

平成26年3月第55回定例会に当たりまして、ただいま議長のお許しをいただきましたので、かねて通告しております3件について一般質問をいたします。どうかよろしく願いいたします。

まず、一般質問に入ります前に、平成22年4月にこの議会に議席を与えていただきました。早いもので4年がたちました。この間のご指導、ご支援に対しまして、心から感謝と御礼を申し上げます。ありがとうございました。それでは、質問に入ります。

1点目の質問は、社会経済特区、具体的には在宅介護の一層の拡充を図る地域活性化総合特区の取り組みを推進するという立場でお伺いいたします。

介護保険制度がスタートした当初、「保険あってサービスなし」、このように言われてまいりまして、従来の高齢者介護が福祉というバリアーの中に閉じ込められていたものを、誰もが当然の権利として利用できるというバリアフリーの制度として、しかもまちづくりのツールとして進められてきたのが、合併8年間の太田町政であったと思っています。

町では高齢者福祉計画及び介護保険事業計画、総合計画においても、第2章で、生き生き安心の笑顔が輝く高齢者・障害者福祉ネットワークの確立が目標とされ、地域密着型サービスの拡充や福祉共生型施設の誕生によって施設サービスも飛躍的に充実し、加えて民間の施設整備も進み、目標とされたどこでも安心プランは大きな到達点に達していると評価をし、現在では、新しい公共事業として経済の福祉化に道を開いたと考えることができると、このように思っていますが、私どもに寄せられる声の中には、自宅で最期まで暮らしたい、現在の住まいで暮らすことへの不安や、国民年金での施設入所ができないのではないかと不安などの声があります。

介護保険の事業について見ますと、8割以上の高齢者は介護の心配はないものの、年々高齢者の増加で給付額も増加してまいりまして、平成24年度では22億6,400万円に達し、その割合は、施設サービスが12億円、居宅サービスが約10億円ですから、施設サービスは伸びて

いないと、このように思っております。この居宅サービスの内訳では、通所サービス、短期入所サービス、地域密着サービスを組み合わせながら利用されている実情を見ることができます。

さらに、厚生労働省の推計によると、要支援、要介護認定者について、何らかの介護、支援を必要とする高齢者は、今、全国で265万人と発表されています。いろいろ意見を聞いてみると、在宅での生活を希望する人が多いにもかかわらず、介護が必要になったときに、その希望にこたえて在宅生活を続けることが困難な状況や、これまでの一般的な住居と違って、安心できる機能を付加した居住型サービスが求められている、このことがよくわかるわけでございます。個人々がきょうまで送ってきた生活を尊重し、維持し、その継続性を確保するために、新しいサービス体系がこれから必要になるのではないかと。このような結論から、地域活性化総合特区への取り組みを求めるものであります。

2011年に創設されました総合特区制度は、地域限定の特例措置を導入してその地域の成長を促す仕組みで、この特区では、規制緩和、税制上の支援、財政上の支援等が準備されています。この提案する特区の中での狙いは、現行の介護保険に成功報酬制度を一部取り入れるという変革や、駐車禁止除外指定車の拡大、多機能訪問型サービス、最先端介護基地の介護保険給付対象化事業等に、こういったことを考えますと、飛躍的に高齢者介護の質を高めることができると、このように考えるものであります。

そこで、町長に3つの事項をお尋ねいたします。

介護全体に係る将来負担の見通しについて、どのようなお考えをお持ちか。

それから2つ目には、在宅に特化した持続可能な取り組みが必要ではないか。

3つ目には、最先端介護機器の活用も視野に入れる必要があると、こういったことをまずお尋ねしたいと思っております。よろしく申し上げます。

2点目の質問は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が成立をいたしました。この法律の主な内容は、国、地方を問わず公務員が消防団に加入するときは、業務に支障がない限り、これを認めなければならない。2つ目には、事業者は従業員が消防団活動を円滑に行えるよう、できるだけ配慮をしなければならない。3つ目には、国及び地方公共団体は、消防団員の処遇の改善を図るために必要な措置を講じなければならない。4つ目には、国、地方公共団体は、消防団の活動の充実・強化を図るために、装備の改善に必要な措置を講じるものと、こういったことが決められております。

この背景には、東日本大震災で住民の命を守る活動をしていた多くの団員が犠牲になった背景、教訓から、退避ルートを明確に決めることや、消防団員は団員の減少という難問にも直面しており、全国的にもピークの200万人から、現在では87万人と半分以下に減ってきていることを消防庁の資料は示しています。本町の場合は幸い大きな減少はないものの、団員の確保対策には団を挙げて努力されてまいっておりますが、町の人口構造の変化から見ても、必ず遭遇する大きな課題であると考えております。近年の局地的な豪雨、豪雪や台風による災害が各地で頻発していることから、地域防災の担い手であります消防団の強化と防災体制の強化は喫緊の課題であります。

私は、2年前の3月議会で、現在では多くの団員が勤め人とサラリーマンという就業構造の変化の中で、企業等の社会貢献としての役割から、先進地に倣い、協力事業所表示制度についてお

伺いをいたします。平成24年度後半に実施されたと思っておりますが、今日まで認識しておりますのは、本町の場合、団員の処遇についても、ほかに比べて決して見劣りしないとは思っておりますが、以下のことについて伺いをいたします。

現在の消防団の現状について、まず伺いをいたします。

2つ目には、本町消防団の処遇と、同じような規模の地方自治体との間に格差はありませんか。

3つ目には、活動を支える装備の改善が求められていますが、どのような計画になっていますか。

4つ目には、消防団協力事業所の登録の現状と、事業所側から出されております企業活動を進める上でのメリットの付加についての要望が出されてまいっておりますが、これについてはどのように考えられておりますか。

また、消防団の装備基準を26年ぶりに大幅に改正したと報じられております。この支援策として、地方交付税の増額が報じられていますが、この新基準の装備について伺いをいたします。

最後に、消防団の詰所については、日々の活動の拠点となるよう充実が図られてきましたが、まだ残されているのが桑飼と岩屋であります。この計画はどのようになっておりますか、伺いをいたします。

3点目の質問は、質問というよりも、善意の寄附金制度の創設についての提案でございます。

下水道分担金等の時効消滅問題については、その收拾に対処されてきたところですが、今回の未払いの要因は、支払いができない以前の問題として、催告についてのノウハウの蓄積がなかった、その処置が不十分だったところにその要因のほとんどがあると思っております。現在の個々の家庭では、長期間のローンを組んだ場合等で考えてみますと、毎月の引き落としや、支払い通知が来てはじめて支払わなければならないことを認識するようになっております。

今回の場合は、200人を超える対象者が、これだけ広報等で町も説明をしていますので、払っていないことを思い出される人がきっとあると思っております。しかし、現在の制度では支払うことができません。

そこで、時効消滅した対象者を限定に、下水道運営に資する基金造成に特化した善意の寄附金制度の創設ができないかと思っておりますが、これについて町長のご所見をお願いいたします。

以上、3点につきまして、第1回目の質問を終わりたいと思っております。よろしく申し上げます。

議 長（赤松孝一） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 皆さん、おはようございます。また昨夜ぐらいから雪が降りまして、大変寒い日が逆戻りしておりますけれども、きょうは空も晴れて、大江山もきれいに見えておりました。非常にすがすがしい朝を迎えております。

本日の一般質問の第1番目の勢旗議員に対する、社会経済特区への取り組みをの、在宅介護の拡充を図るため、地域活性化総合特区に取り組むことが必要でないかについて、まずお答えをさせていただきます。

1点目の、介護全体に係る将来負担の伸長の見通しについてですが、少子高齢化が加速する中、与謝野町の高齢化率も32%に近づく勢いで伸びており、介護を必要とする高齢者がふえ続けて

いる現状におきましては、介護全体に係る負担はますます増大するものと考えられます。

介護保険制度創設年の平成12年度は国全体の給付費は3.6兆円で、保険料の全国基準月額額は2,911円でした。それが、平成24年度には給付費が9.4兆円、保険料基準月額額は4,972円に増大し、国の見通しでは、平成37年度には給付費は2.1兆円、保険料基準月額額は8,200円まで伸長するとシミュレーションされています。

当町におきましても、合併年の平成18年度の給付費は約17億4,000万円で、保険料基準月額額は4,107円でしたが、平成24年度には給付費が23億5,000万円、保険料基準月額が4,974円となっております。来年度には、平成37年度を見据えた介護保険事業計画を策定することとなっており、その中で、介護給付費の削減や低所得者に対する介護保険料の緩和などサービス提供体制や、費用負担等の制度改革を踏まえた内容を織り込むことになっています。しかしながら、将来負担といたしましては大変厳しいものと言わざるを得ません。

次に、2点目の、在宅に特化した持続可能なシステムづくりが必要ではないかについてですが、与謝野町は合併以来、在宅福祉サービスの充実を図り、住みなれた家で、地域で住み続けられる環境づくりを主眼に置いて取り組んでまいりました。

当町の独自制度として、与謝野町地域福祉空間整備事業費交付金を創設し、地域密着型福祉施設の整備を関係法人と協働しながら推進してまいりました。その結果、この8年間で小規模多機能居宅介護施設4施設、認知症対応型デイサービスセンター及びグループホームがそれぞれ1施設、小規模デイサービスセンターが3施設、訪問看護ステーションが2事業所、介護予防専用デイサービスセンターとショートステイがそれぞれ1施設、さらにサービスつき高齢者向け住宅3施設が開設され、在宅福祉を支える基盤は飛躍的に増加いたしました。

しかし、基盤はふえたものの、家庭における介護力については依然として低下現象が続いており、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加、日中独居状態の高齢者もふえる中で、最終的には特別養護老人ホームを選択せざるを得ないケースはなかなか減少しないのが実態です。

したがって、特別養護老人ホームの増設は当分の間は行わないとした方針を変更し、平成25年3月に開設したやすら苑を社会福祉法人与謝郡福祉会にお願いをした経過がございます。

1点目のご質問で懸念されるとおり、施設福祉を進展させますと保険給付額が膨らむことから、介護予防給付の創設などにより、在宅福祉に重点を置いた制度設計を国も進めてまいりましたが、その介護予防給付の増大にも耐え切れない状態となり、第6期計画では後ろ向きな制度変更を行おうとしています。少子高齢化、過疎化、核家族化が進む当町で、在宅福祉に特化したシステムづくりは極めて難しい課題ではありますが、社会福祉事業所と連携しながら、新たな形を追求していかなければならないというふうに思います。

現在、当町では3つの小規模多機能型居宅介護事業所と1つのボランティアグループにより、与謝野町の地域包括ケアシステムの取り組みを実施しています。これは、京都府の地域包括ケア総合交付金を活用して地域の高齢者の見守りを行うものであり、問題を抱えながらも公的サービスを利用されずにいる高齢者の把握や、定期的にサロンを開催し、地域の中で憩える場の提供を行っています。さらに、平成25年度からは、社会的問題となっている認知症の対策として、サロンに「認知症カフェ」の性格を加えての展開を行っています。また、新たに町内4カ所の事業所で「認知症カフェ」を順次開催しています。このように、より身近な距離の顔見知りの中で、

お互いに支え合い、安心して暮らせる地域を目指して今後も取り組みを進めていきたいというふうに考えています。

3点目の、最先端介護機器の活用も視野に入れる必要についてですが、平成26年1月から、岡山市が総合特区最先端介護機器貸与事業として、3品目の機器を要支援・要介護認定者に対し、介護保険制度と同様に1割の負担で貸与する事業を開始しています。対象品目は、メンタルコミットロボット「パロ」、要介護の就床中の心拍数、呼吸数、離床の有無がインターネット上でわかる「おだやかタイム」、そして空気圧でゴム人工筋を取り入れ、握力をサポートする「パワーアシスト」の3品です。介護保険制度の中で貸与できる品目は、国が定めた日常生活の自立を助けるための福祉用具であり、岡山市が選定した品目は対象としていません。ひとり暮らしや認知症高齢者がふえる中、対象品目の一つであるメンタルコミットロボット「パロ」、これはアザラシ型のロボットでございますけれども、それにつきましては心理的効果や生理的効果、また社会的効果が期待でき、認知症の症状緩和に役立つものと注目を集めているようです。

与謝野町におきましても、このような事例を参考にして、心のケアも含めたサービス提供を模索していきたいというふうに考えます。

ご質問の2番目、消防団を強化する法律への対応はについてお答えいたします。

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が、平成25年12月13日に公布・施行されました。この法律では、近年、東日本大震災をはじめとする地震、また局地的な豪雨による災害が各地で頻発し、災害から住民の生命や身体、財産を守る地域防災力の重要性が増大している中、社会経済情勢などの変化により、地域における防災活動の担い手を十分に確保することが困難となっていることにかんがみ、住民の積極的な参加のもとに、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、住民の安全の確保に資することを目的としています。消防団が地域防災の中核に位置づけられ、基本的施策では消防団の強化及び地域における防災体制の強化が掲げられています。

1点目の、本町消防団員の処遇と同規模自治体との間に格差はないかについてお答えいたします。

消防団員の処遇及び消防施設、資機材につきましては、与謝野町発足後の平成19年12月に消防委員会においてご議論いただき、与謝野町消防施設等整備計画を策定し、平成20年度以降は、本計画に基づき資機材等の整備を進めているところでございます。

団員の装備・資機材につきましては、これまで防火衣の全団員への配備、難燃性活動服の配備、ヘルメット装着型ヘッドライトの配備や雨がっぱの更新を進めてきております。また、加悦第2分団の消防車庫詰所の建てかえをはじめとする消防拠点施設の整備や消防車両の更新を計画的に進めているところでございます。

今定例会でも、非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正をお願いして、消防団員の処遇の改善の一つとして、消防団員退職報償金の引き上げをさせていただきたいというふうに考えています。また、報酬面におきましては、府内でもトップクラスの報酬及び出勤手当としており、設備、資機材、装備品、処遇面においては、他の自治体に比較をして充実をしていると考えております。

次に、2点目の、活動を支える装備の改善が求められているが、どのような計画になっている

かについてお答えいたします。

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の施行を受けて、本年2月7日に、消防団の装備の基準の改正が告示されました。この改正では、双方向の情報伝達が可能な情報通信機器の充実、消防団員の安全確保のための装備の充実、救助活動用資機材の充実となっています。団員の安全確保のための装備の充実では、風水害等の災害現場や、あるいは救助現場での活動時の安全を確保するための装備品として、安全靴、ライフジャケットの装備品の配備が掲げられています。また、救助活動用資機材の充実では、救助活動等に必要なAED、油圧切断機、エンジンカッター、チェーンソー等の充実を図ることが盛り込まれています。

今回の消防団の装備の基準の改正では、消防団を中核とした地域防災力の充実を図ることが目的とされており、今後の消防団活動の方向性としては、消火活動のみならず、あらゆる災害現場に対応し、救助活動などが求められています。エンジンカッターなどの救助用資機材については、機器の取り扱いが危険を伴うこととなり、技能に熟達する必要があるなど大きな負担を消防団に求めていくこととなりますので、配備に当たっては、消防団及び消防委員会と協議を重ねながら計画を検討していきたいというふうに考えております。

3点目の、消防団協力事業所の登録の現状とメリットについてお答えいたします。

消防団協力事業所表示制度に関しましては、平成25年4月1日に消防団協力事業所表示制度実施要綱を創設し、現在、協力事業所の認定事務を進めているところでございます。

この制度は、消防団員のサラリーマンの割合が約8割という高い割合の中で消防団活動を円滑に行うためには、勤務する事業所の消防団活動へのご理解とご協力が欠かせないことから、現在、団員が活動しやすい環境をより一層整えることを狙いとしています。また、団員の入団促進や消防団の活動環境の整備にとどまらず、協力事業所の社会的評価の向上につながるのと同時に、地域全体の消防防災体制の一層の充実を目指すこととしています。

現在、団員が勤務いたします各事業所を訪問し、制度へのご協力と理解をお願いし、数社からは申請をいただきましたので、認定を進めてまいりたいというふうに考えています。また、認定された事業所に対する税制上のメリットや入札等の優遇措置については、今後、京都府と調整する中で研究を深めていきたいというふうに考えております。

1回目のご質問、そのほか、ちょっと細かいことがあったかと思いますが、2回目でお答えさせていただきたいというふうに思います。

議 長（赤松孝一） 寄附金の制度は、

町 長（太田貴美） 今の消防団の件については、はい。

次に、ご質問の3番目、善意の寄附金制度の創設についてお答えいたします。

議員ご提案の、目的を下水道運営に資する基金造成に特化した善意の寄附金制度の創設でございますが、このような特定の目的のための寄附となりますと、幾ら善意の寄附でありましても、地方財政法第4条の5で禁止されている割り当てる寄附に該当すると思われれます。地方財政法では、地方公共団体は、他の地方公共団体または住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、寄附金を割り当てて強制的に徴収するようなことをしてはならないと規定されており、強制的に徴収するという行為には、これに相当する行為も含むこととされています。

したがって、たとえ純粋に下水道事業の推進または運営にお使いくださいとの寄附の申し

出がありまして、下水道分担金等の消滅時効問題に関して、時効消滅した対象者に限定し、時効消滅した額を根拠に寄附を受けるという行為は、「本来分担金として条例の定めるところにより徴収すべきものを、強制的に割り当て寄附といった方法で該当事業の経費を賄うことはできない」との解釈により、法律で禁止されている割り当てる寄附であると判断をせざるを得ません。さらに、下水道事業の運営に充てることを目的とした善意の寄附を下水道特別会計で受ける行為も特定の目的のための寄附と考えられ、割り当てる寄附の可能性が非常に高いというふうに判断をいたします。

以上で、勢旗議員への答弁とさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） どうもありがとうございました。

それでは、第1点目の特区制度への取り組みにつきまして答弁いただいたんですけど、これにつきまして、もう少し質問をしたいと思っております。

高齢者の方が、住みなれた地域で生き生きと暮らすことができる、そういう社会モデルを、きょうまでこの与謝野町が進めてきた次の段階として、私は構築できないかと、このように考えております。さらに、どこでも安心プランというのをさらに伸ばしていきたいと、こういう立場で提起をしたものでございます。

介護全体の将来負担を考えると、やはりこれを政策的にある程度抑制していく、そういったことも私は必要なんではないかなと、こういうふうに考えておりますが、これについて、町長、どう思うように思われますか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほども申し上げましたように、いろんなニーズとございますが、対応をしなければならぬ方々がそれぞれおいでになりますので、それらの方たちの要望、あるいはそうした方たちの予防介護が進まないような、そうした手だてというのはますます必要になってくるというふうに思っております。そうした中で、できるだけ1人にさせない、またいろんなところへ出かけていただけるような、そうした環境を整えていく。そうした新しい、おっしゃるような福祉の形というものを今後も模索していく必要があるというふうに考えております。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 私は、この特区を提起する前提として、きょうまでの構築をされてきた介護支援ですね。これを、いろんな見方があるんですが、一応豊富な介護支援があると、こういうように見ておるんですが、そのところは、町長どうでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） そのとおりだというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 私は、このきょうまで取り組まれたいろんな政策を考えてみますと、やはり福祉の経済化ということと、それからもう一つは、先ほど申しましたように、経済の福祉化と、こういう点で、非常に私は一般にこの認識が浸透したんではないかなと、こういうふうに思っております。私は、これ以上はやっぱり国を巻き込んでその特区にチャレンジしていく、そういうことで地域経済の活性化に資するということになるんではないかと、こういうふうに考えておりま

す。

それで、これからはそのハードという面は、これはもう一応終えたということで、さらにソフトを充実をさせていくということの一つとして、先ほど町長が申されました岡山市の1つの特区制度、ここもいろんな取り組みの中でこういったことになってきたと思うんですが、それで先ほど町長の答弁をいただきましたことから判断しますと、一つの今後の検討課題というふうにとらまえておるわけですが、それでよろしいでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） おっしゃるとおり、いろいろな施設は整いましたけれども、やはり心のケアというものがそこに加わりませんと、やはり生きた施策にはならないというふうに思います。そうした意味で、今後ソフトの部分においても、何らかのいろんな知恵が必要になるかと思ひますし、そうしたことがこの町に取り入れ、もっといきやかに皆さんが生活できるような、そうしたことを願っております。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） それでは、第2点目に申しました消防団の関係について、少しお聞きしておきたいと思っております。

議員立法でこれが成立をしたということに、非常に私は大きな役割があると思っておりますし、しかも、ある政党を除きまして、ほとんどが賛成をされて成立をしたと。以前、私も総務委員長の職を与えられておりましたときに、歳末警戒に出させていただきます。消防団員の方は非常に遅くまで、寒風にさらされる中にご苦労いただいておりますということで、本当に頭の下がる、こういう思いであったわけですが、やはり今日的には、職員も含めて、みずからの地域はみずからで守ると、そういったことを徹底していただいておりますと、こういうふう思うんですが、消防庁が今回出しました資料を見ておきますと、私は、町長、大体、今、充足はできておるし、装備も大体これからきちっとやっていくと、こういうふうな理解に聞こえたんですけど、そののところ、再度、今度新しく装備の強化につきまして、もう一度、ひとつお願いできませんか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほどもお答えいたしましたとおり、装備等につきましても、与謝野町は計画的に、やはり消防委員会等で計画を立てたものを順次進めてまいっております。

それから、消防団の現在の現状につきましても、今の消防団員の数は383名に対して、実団員数は359名でございます。本町の消防団は、操法技能やそうした点におきましても、合併以来2度も全国消防操法大会に出場を果たし、また平成21年には京都府の知事表彰旗を、今年度末には京都府消防協会長表彰を受賞するなど、大変そうした崇高な使命感と志を持って消防団活動に尽力いただいております。そうした意味でも、消防団そのものが府内でもトップクラスにあるというふうに認識いたしておりますし、町のほうも、そうした頑張りに対しまして、処遇等につきましても、京都府下でも、それこそ、これらもトップクラスではないかなというふうに思っております。比較をいたしましても、数段の差がございます。

今後については、その新しいいろいろな装備につきましても、やはりそれを使いこなす人数や、あるいは使いこなすそうした技術といひますが、そうしたものの訓練も必要になるというふうに思ひますし、それらは消防団や、あるいは消防委員会と十分協議をしながら充実をさせていくと

いうふうなことが必要ではないかと考えております。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） それでは、町長、最後に消防の関係で、詰所の関係ですね、このところをお聞かせいただきたいと思いますが。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 平成24年に作成しました第2次与謝野町消防施設等整備計画に基づき、消防施設等の整備を進めていくこととしておりますが、この計画では、加悦第3分団、桑飼地域の消防車庫詰所の改築については、平成27年度に改修計画を掲げております。また、地域の実情を勘案した上で、統廃合も視野に入れた分団の消防団員数及び消防車両の配備台数の見直しを検討するとしております。先般、消防団長に対しても、各分団の団員数などについて具体的な検討を進めていただくようお願いしたところでございます。

現在の各分団の定数につきましては、人口規模に応じた定数の見直しを行う必要があるというふうに考えておりますし、今後、各分団消防詰所の改築については、定数及び車両配備数にも大きくかわることになりますので、これらの検討内容を踏まえ、消防団の体制も含めて総合的に進めていく必要があるというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） ありがとうございます。

最後に下水道の関係につきまして、そういう寄附金の受け入れができないかと。私も、昨夜チェックしておりまして、どうも地方財政法で難しいかなと思って、そういう答弁を今いただいたわけですけど。せんだってでも還付ができる年限も伸ばしていただいたような事例もございまして。そうしたことをいろいろご検討いただいて、何らかの私はまたその道があるんじゃないかということで、ひとつ検討をいただきたいと、このようにお願いをしておきたいと思っております。

したがって、今直ちにということじゃありませんが、しかし、この何らかの一般の人が理解できるような仕組みというのは、私は必要ではないかなと、こういうふうに思っておりますが、そのところは、町長どうでしょう。検討していただくということでは。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今いただきましたご意見等を十分に検討させていただいて、そうしたお気持ちのある方については、何らかの方法で考えさせていただく方法を要するに考えさせていただきたいというふうに思います。

1 5 番（勢旗 毅） 終わります。

議 長（赤松孝一） これで、勢旗毅議員の一般質問を終わります。

ここで25分まで休憩いたします。

（休憩 午前10時14分）

（再開 午前10時25分）

議 長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

次に、5番、塩見晋議員の一般質問を許します。

塩見議員。

5 番（塩見 晋） それでは、通告に基づき、3件の一般質問をいたします。

最初に、協働によるまちづくりについて。

町長は、4年前の選挙運動用のビラで、「まちづくりの主人公は住民であり、住民が輝けば町が輝きます。皆様のお力やお知恵で協働によるまちづくりを前進させましょう」と、取り組みたい重点課題を公表されました。昨年12月定例会一般質問で、議員より自己採点を求められましたが、自己採点ではなく、住民アンケートを引き合いに回答をされました。そこで、今回、私は協働によるまちづくりの視点から輝きを見てみたいと思います。

それぞれの課題は総合計画の後期基本計画にも反映されていますが、最初にリフレエリアの再開です。平成23年10月によさのうみ福祉会を指定管理者に指定して再開ができました。障害を持たれた方の就労も後押しができ、ヘルシーメニューのランチビュッフェや、併設された農産加工所のジュースやジャムも好評のようであります。

次に、特養老人ホームの建設は、旧加工場跡地を有利な条件で京都府より買い取り、整地に関しては埋蔵物などの問題も噴出しましたが、特別養護老人ホームやすら苑と在宅複合施設やすらの旋風（かぜ）、障害者就労支援施設ワークセンター花音（かのん）、そして訪問看護ステーションみのりの4施設が地域共生型福祉施設やすらの里として、昨年3月にオープンできました。これは先進的な取り組みで、高く評価できると思います。

それから、自治活動の推進は、協働によるまちづくりの原点であります。公民館活動も全ての地区公民館で始まっております。これは大きな成果であり、今後、中身の濃いコミュニティー活動を期待したいところであります。

これら3つの課題は、協働の視点から見るとよく輝いており、今後の発展的な運営を期待したいと思います。

自治区活動の拠点となる地域施設の整備は、後野の地区公民館、三河内の梅谷地区の集会所もそれぞれ地域の寄附を受けながら完成しましたし、現在、明石公民館の建設にも取り組んでいます。しかし、災害時の避難場所でありながら、耐震化のできていない地区公民館や地域の集会所は多くあります。今後もこれらの施設整備を進めなければならないと思います。

次は、形は整ってきましたが、現在進行中と思われる課題です。

学校の適正規模・適正配置は、子ども・子育て会議が昨年7月に発足し、認定こども園については昨年12月に提言書が出されましたが、学校の適正規模・適正配置については、現在、諮問事項を子ども会議で審議中であります。

また、中小企業振興基本条例の制定は、与謝野町産業振興ビジョン策定委員会の提言書で、産業振興条例などの制定について早急を実施することを要望され、平成22年11月より産業振興会議を立ち上げ、検討の上、平成24年3月に制定されました。その後、産業振興会議は引き続き129の行動プログラムの具現化を検討されて、昨年12月、産業振興会議より3つのテーマの提言書が出されました。地産池消による輝くまちづくり、価値の創造による与謝野ブランドの戦略、ネットワークづくりはサポートセンターの設立など、今後の行政の取り組みに期待が持たれています。

加悦中学校の改築は、職員の不幸事で当初の計画がおくれましたが、平成25年度で実施設計が完了、平成26年度より3カ年計画で工事が始まる予定となっております。

また、ごみ処理施設の取り組みは、宮津与謝環境組合が昨年4月に設立され、平成30年度の

稼働に向け、現在、予定地の環境調査などが始まっております。

ちりめん街道のさらなる活性化は、京都府の海の京都構想で与謝野町マスタープランを今年1月に策定し、昭和モダン・シルクの里もてなしゾーンの整備に取り組んでいます。

以上の5件については、それぞれが協働によるまちづくりに向けて進行中であり、輝き始めていると思います。

残りの2件です。庁舎の統廃合は、平成23年5月に1つの庁舎への統合案を提案されましたが、本庁舎がなくなる地域の強い反対があり、庁舎統合検討委員会に審議を委ねました。庁舎の統合1本化は当面見送りとなっております。

それから、役場組織の見直しは、庁舎の統合と関連があり一体的なものと思っていましたが、庁舎検討委員会から旧野田川本庁舎の老朽化による使用中止の要請などもあり、平成26年度の機構改革を検討中と聞いておりましたが、野田川庁舎の機能について地域との調整を重視し、機構改革は当面見送りとなりました。これらはまだ曇っていると思います。

以上が、取り組みたい重点課題の私の見た現状であります。協働によるまちづくりにはどのように取り組んでこられたのか、その点をお尋ねしたいと思います。

さらに、別項として、行政改革も見てみたいと思います。平成20年度から平成24年度までの第1次行政改革の実績では、目標額20億円に対し実績は19億円で、達成率は95.7%となっておりますが、約4分の1は地方交付税の増額によるものであります。正職員数は28人減りましたが、臨時職員がふえています。全体の職員数はふえています。人件費、賃金の総額は6,200万円減額になっていました。各基金残高の総額は、27億7,000万円が49億5,300万円と21億8,300万円ふえています。経常収支比率は、平成24年度決算で87.3%と目標値の90%を下回っており、この比率は府内市町村の順位でも4番目であり、決算の各財政指標もおおむね良好な値であり、交付税の一本算定に向けた取り組みとして評価できると思います。

最後に、不祥事がありました。国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の賦課誤り、教育委員会の収賄汚職、下水道分担金時効による高額な不納欠損、障害者等の日常生活用具給付事業の負担金の誤り、これらは行政に対する住民の信頼を損ねる事案であります。輝きを曇らせています。

私は、以上を総合的に勘案してみて、天候に例えると快晴とは言えませんが、晴れと評価をしますが、いかがでしょうか。町長のご見解をお聞かせいただきたいと思います。

次に、老朽インフラ整備についてです。インフラストラクチャーとは、国民福祉の向上と国民経済の発展に必要な公共施設や仕組みで、生産や生活の基盤を形成する構造物をいいます。ダム、学校、港湾、発電所、通信施設などの産業基盤、それから、学校、病院、公園などの社会福祉や環境施設などです。公共事業を歴史的に見ると、戦後から昭和40年代までは産業基盤整備が重点となっていましたが、昭和50年代ごろより生活インフラである下水道や住宅などの整備にも広がっていきました。そして、平成7年の阪神淡路大震災以降、耐震化による防災・減災の事業も拡大しましたし、平成23年に発生した東日本大震災によって、津波対策も重要視されています。また、平成24年12月に中央自動車道の笹子トンネルで天井板が落下して死傷者が出た事故により、老朽化したインフラ対策も重要な事業となっております。

このような老朽インフラに対応するため、政府は、強く、しなやかな国民生活の実現を図るた

めの防災・減災等に資する国土強靱化法を平成25年12月4日の参院本会議で可決、成立させました。また、この法案に先立ち、政府は11月29日、道路や橋など公共インフラの維持管理の基本指針となるインフラ長寿命化基本計画を決定しております。

このように、インフラの老朽化が全国的な問題になってきており、現在、与謝野町では橋梁長寿命化修繕計画を策定して、予防保全型の維持管理手法に取り組んでいます。橋梁点検の結果、劣化期の状態になっている橋は少なくないようですが、修繕化計画は概要版のみの公表であり、修繕の実態と計画がつかめませんので、現在の進捗状況をお尋ねしたいと思います。

最後に、公共施設の情報管理について質問をいたします。

東洋大学の地域の抱える課題の解決手法の研究機関が行った全国981市区町村の調査では、人口1人当たりの公共施設の平均延べ面積は3.42平方メートルで、平成の合併をした自治体が、人口規模にかかわらず、延べ床面積が大きいと発表しています。

京都府が平成25年3月にまとめた公共施設マネジメントにかかわる研究報告によりますと、府下の町村の中で、1人当たりの公共施設面積の一番大きいのは伊根町で、約8.2平方メートル。2番目が京丹波町で、5.1平方メートル。3番目が井手町で、4.7平方メートル。4番目が与謝野町で、4.2平方メートルでありました。また、建物と公園の公共施設面積の比較では、町村では与謝野町が一番多く、10万平方メートルを少し超えています。2番目は精華町で、9万平方メートルでした。宮津市も10万平方メートルを少し下回った状態になっているようでありました。

高度成長期に、人口増加、住民ニーズの多様化などに対応するため数多くの公共施設が整備されてきましたが、今後これらの施設の老朽化が進み、維持補修費の増加が見込まれます。また、順次耐用年数が経過し、施設の更新が必要となってきますが、社会保障関連経費の増加など地方財政が厳しい状況にある中、限られた財源で全ての補修に対応することは困難であると思われる。一方で、人口の減少、高齢化率の上昇により、施設建設時に比べ、利用者ニーズも変化してきている状況の中で、公共施設のマネジメントが今後の重要課題となると思われる。

府下の京都市を除く25団体の中では、施設の情報管理は財産台帳のみが多く、公共施設マネジメントの作成については、策定済みが3団体、策定中が2団体となっています。全ての公共施設を対象に維持管理を計画的に実施している団体はなしとのことでありました。

与謝野町も公共施設の総量の調整はしなければならないと思います。そのためには、施設の複合化や多機能化が必要になります。その取り組みとして、公共施設の管理を各部署で個別管理をするのではなく、1カ所で全体像を把握することが必要になってくると思います。対応部署の設置をして、基本情報を収集し、公共施設総量の検討をする公共施設等総合管理計画の策定が必要になるとは思われますが、町の考えをお聞きしたいと思います。

以上で初回の質問を終わりといたします。よろしくご答弁をお願いします。

議長（赤松孝一） 答弁を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 塩見議員ご質問の1番目、協働によるまちづくりについてお答えいたします。

まずもって、私が4年前の町長選挙において、町民の皆様とのお約束として、取り組みたい重点課題10項目をお示しし、この4年間、邁進してまいりました。これらの達成度等につきまし

では、12月定例会の山添議員の一般質問で答弁させていただいておりますので省略をさせていただきますが、それらをどのように取り組んできたかのその一端を述べさせていただきます。

私は、4年前のお約束に、「まちづくりの主人公は住民であり、住民が輝けば町が輝きます。皆様のお力やお知恵で『協働によるまちづくり』を前進させましょう」と訴えてまいりました。このことは、私の考え方の基本にあります行政のあり方を申し上げているもので、行政は住民のために行うものであり、首長や議会、役場の職員だけで行うものではありません。町の主人公はもちろん住民であり、住民みずから自分たちの町をどのように住みよい町にしていくかが最大のポイントであるというふうに思っております。したがって、ありとあらゆる場面での行政参画がまちづくりには必須であるものと考えています。

では、この4年間で取り組みたい重点課題をどのように住民参画により進めてきたのかと申しますと、「学校の適正規模・適正配置」では、学識経験者や町民の皆様にも多く参画いただき、検討委員会での議論を踏まえ、与謝野町子ども・子育て会議においても多くの町民の皆様のご協力をいただきながら、現在も議論を続けていただいております。

また、「加悦中学校の改築」におきましては、PTAや有識者の参画により、加悦中学校改築事業検討委員会によるワークショップを経て、基本設計に反映いたしております。

「ちりめん街道のさらなる活性化」では、海の京都与謝野町実践者会議や旅づくり塾など、住民主体の実践活動により、活気に満ちた議論と活動を展開していただいております。

そのほかにも、自治区活動の推進やリフレエリアの再計画では、まさに地域の方々が主役となって協働のまちづくりを実践していただいておりますし、産業振興会議は多くの事業者の皆さんがみずからの手で中小企業振興基本条例をつくっていただきました。さらに、特別養護老人ホームの建設では4つの民間事業者がお互いのメリットを生かしながら、全国的にもまれな複合型福祉施設としてやすらの里を運営していただいております。

このように多くの重点項目が住民の参画により動き出しており、私としましては大変ありがたく感じておりますし、これらに参画していただいている住民の皆様は、まさに輝きを増しているものと確信いたしております。

住民の皆様との協働で策定した与謝野町総合計画の町の将来像は「水・緑・空 笑顔かがやくふれあいの町」でございます。住民の一人一人に笑顔があふれる町こそが、住んでよかったと思える町であるというふうに思っておりますし、住民との協働がまちづくりの原点であることをともに共有しながら、今後もますます人が輝き、町が輝くようにと願うところでございます。

自己評価として、塩見議員さんは、快晴とまではいかないが、おおむね晴れというあれでしたが、まだまだ直接やはり住民の方が参画して、いろんな意味での参画があると思います。そうしたことで1人でも多くの方の笑顔が輝くような、そんな町になってくれたらなと私は思っております。

きょうの朝も、NHKのテレビで、「ごちそうさん」ですか、あの中で「ゆず」の歌の中に、「晴れのち晴れるや、雨のち晴れるや」でしたか、歌がありますけれども、できるだけ、雨があれば、お天気の日もあるんで、そうした意味では、いろんな場面で雨の部分もあったかもわかりませんし、それが晴れになっている部分もあるかもわかりませんが、今後は、それらは町民の方がどのように判断されるのか、いろいろと住民の方たちも、今そうした意味で真剣に考えていた

だく大事なときではないかなというふうに考えております。

ご質問の2番目、老朽インフラの整備の橋梁長寿命化修繕計画の進捗についてお答えいたします。

与謝野町では、調査を行った平成24年度当初で157の橋梁を管理しておりますが、そのうち、今後かけかえを予定しています橋及び橋長2メートル未満の橋を除いた149橋について修繕計画を策定しています。

この中で、1960年代から1980年代に架設されたものが全体の70%を占めており、老朽化の目安となる架設から50年を超える橋梁が、現在の10%から、20年後には62%と急激に増加する見込みであります。このため、これまでの悪くなってから補修・補強・かけかえを行うという対症療法型の維持管理を続けた場合には、修繕やかけかえが集中して維持管理に要する費用が大幅に増加することが予測されるため、傷みが軽微なときから計画的に補修・補強するという予防保全型の維持管理手法を取り入れ、維持管理費用の低減と平準化を図るために、平成24年度に策定した橋梁長寿命化修繕計画により修繕を実施しています。

平成25年度におきましては、早急な対応が必要であるとされました3橋については修繕工事を行うとともに、次年度に修繕工事を計画しております14橋のうち、4橋につきまして実施設計を行っております。

今後も、この橋梁長寿命化修繕計画により計画的に修繕工事を実施していき、橋梁の安全性・信頼性を確保しながら、予算の平準化とコストの低減を図っていきたいというふうに考えております。

それから、3点目の公共施設の情報管理についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、高度経済成長期からそれ以降、大体昭和30年代から50年代に建設された公共施設については、老朽化や耐用年数の到来などにより順次更新の時期をもう迎えており、その費用が莫大なものになると試算されています。

来るべき財政負担の軽減のために、単なる更新という手法だけではなく、各施設の適正な維持管理や活用方法も検討し、効率的かつ効果的な公共施設の運営を行っていくという、公共施設マネジメントという考えを持って取り組まなければならないというふうに言われており、このことは12月議会の多田議員からのご質問の中でも説明いたしました。

この問題は本町においても例外ではなく、耐用年数到来による施設の更新費用を京都府が試算したところ、50年以上先までの期間で、約900億円を超える整備費用が必要になります。これは単純に決算統計で計上された過去の整備費用の全てを積み上げて算出した数字であり、精査された数字ではありませんので、実際はもっと少なくなると思いますが、大きな財政負担になることは間違いありません。また、それだけでなく、本町は合併団体であるため、合併後の規模に見合った公共施設のあり方ということも検討しなければなりません。

国や京都府もこの公共施設マネジメントの必要性を呼びかけており、来年度には公共施設等総合管理計画の策定を地方公共団体に要請し、その計画実行のために必要な財源として、地方債の特例措置、いわゆる撤去債の発行を施設の解体撤去のために認めるという方針を明確にしています。国が示します公共施設等総合管理計画は、公共施設の現況把握や財政状況、人口の動態などから将来の見通しを検討し、その町に見合った総合的かつ計画的な公共施設の管理に関する方針

を策定するものであり、平成28年度までに策定するということも伝わっています。この計画に盛り込まれた解体撤去事業に対して、撤去債が活用できるということです。

一方では、与謝野町でも独自に動き始めており、単にコスト削減といった財政面だけではなく、本町のまちづくりに即した形で、公共施設という財産をどのように活用していくのかを町民皆さんとともに考え、全町的な合意形成をした上で実行できるような計画の策定を考えています。

幸いなことに、京都工芸繊維大学が国の支援を受け、専門知識を生かして地域貢献を目指すという「知」、これは知恵の「知」、括弧して地域の「地」、「知(地)の拠点整備事業」を取り組んでおられ、当町も公共施設マネジメントをお世話になる方向でお力をおかりできることになりました。企画財政課を計画策定の担当課として、今年度は、まず160余りあります施設の現況把握に取りかかり、次年度以降に今後の公共施設のあり方を示す計画を策定していきたいと考えています。現在、各施設の管理担当課で施設ごとの情報を記載した公共施設台帳の作成を進めているところであり、まずは各課で把握している公共施設の情報を一元的に集積し、管理する作業に取りかかっています。

国の公共施設等総合管理計画は、その指針が示されているものの、まだ詳細がはっきりとしていない状況であり、そちらのスケジュールとは異なることになるかも知れませんが、3年程度の時間を要しても、与謝野町に見合った方針をしていく必要があるのではないかというふうと考えております。

以上で、塩見議員への答弁とさせていただきます。

議長(赤松孝一) 塩見議員。

5 番(塩見 晋) ご答弁、ありがとうございます。

最初に質問した協働によるまちづくりについての質問は最後をお願いしたいと思います。

老朽インフラですね、これについて最初にお尋ねします。

先ほど、この修理の計画を立ててやっておるということでありました。現時点において、実際の修理ができた橋というのは、それではないということなんでしょうか。計画だけをやっておられるということなのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

議長(赤松孝一) 太田町長。

町長(太田貴美) 具体的な内容につきましては、建設課長のほうからお答えさせていただきます。

議長(赤松孝一) 西原建設課長。

建設課長(西原正樹) お答えいたします。

平成25年度で、先ほど3橋修繕をさせていただいたというふうな町長のほうからのお話があったというふうに思っています。これにつきましては、橋台の補修の部分を3橋させていただいておるというふうな状況でございます。

先ほどもありましたように、この橋梁の長寿命化計画というふうなことは、国のほうがそういったいわゆる施設の部分について交付金を充てられる事業をというふうなことで、当町のほうもこういった計画を策定させていただいたというふうなことでございます。

こういったことを基にいたしまして、大体平成30年度ぐらいまでで約50橋の部分の補修だとか、あるいは高欄のそういったさびだとか、そういったことも含めまして、大体平成30年度ぐらいで50橋ぐらいの橋梁の部分の補修を行っていきいたいというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） あんまりよう聞いてらんで、悪かったです。

それでは、今おっしゃった3つの橋というのは、これは概要版をコピーしたんですけども、非常に橋が劣化期で、広範囲に構造に影響のある損傷が認められるというような橋が、鉄製の橋とか、PC橋とか、RC橋とか、何か難しいことで書いてあってわからない部分もあるんですが、それぞれ4%、2%、1%というような割合であるんですが、これのこの赤い部分の橋を直されたということでしょうか。その点をお願いします。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えいたします。

橋梁の長寿命化計画というふうなものを立てる中で、今の上部工といしまして、橋の上の部分で傷んでおるとい場合と、それから橋台部分、いわゆる橋を支える根元の部分、そういった部分が劣化をしておるといふうなこともございまして、今回、緊急的にその3カ所の部分をやらせていただいたというのは、その橋台の部分のそこが劣化をしておるといふうなことがございまして、まず最初にその部分について補修をしないと、常時流水がございまして、そこで橋が落ちるといふうなことも将来予測されるというふうなこともございまして、まず最初に、平成25年度で一番緊急的にやる部分について修繕をさせていただいたということでございます。

今、議員が持っておられますその赤い部分というのが、いわゆる損傷しておるといふうな部分でございますけれども、我々が修繕計画を立てさせていただいておりますのは、立地条件だとか、それから使用頻度だとか、大型がたくさん通るだとか、そういった諸元重要度というふうなもの、それから実際に橋が傷んでおるといふうな損傷度を加味させていただいて、その中で優先順位をつけさせていただいておるといふうな内容でございます。

議長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） ありがとうございます。

とすると、一番危険だで赤いところになるとるなと思ったんですが、そうでもないということのようですね。それはええですわ。

これを見ますと、鉄の橋が大体半分ぐらいは劣化期に入っているというように書いてあるんですけども、全般にどのぐらいの今後予算でこの橋の修繕をされていかれる予定なのか、その点を、わかれば5年単位ぐらいで金額がわかれば知っておきたいですけど。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをいたします。

先ほど町長の答弁の中で、平準化をしていきたいというふうなことがあったと思っております。それは予算の平準化というふうなことでございまして、例えば、ある年度には重要な橋をとりあえず3橋しかできません。だけど、次の年になると10橋しますと、そういうふうな一定の5年ごとのサイクルを我々のほうとしては決めさせていただいております、大体約7,000万円ほど使って補修をさせていただきたいというふうに思っております、そういったことで国の交付金を使わせていただいで修繕をさせていただきたいというふうに思っております。

それで、5年ごとにまたそういうふうなサイクルの見直しをさせていただいて、もう一回そこでは点検をさせていただいて、5年前に一応点検をしておると、どういうふうな推移があるの

かということを見ながら、ここがもっと、例えば10年後だったんが、もう5年後にしか無理ですよというふうなことのサイクルの見直しを大体5年ごとぐらいにやっていきたいなというふうに思っております、そういうふうなことで5年サイクルで見直しをかけて、順次そういった補修に取り組んでいきたいというふうに考えております。

議長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 今、7,000万円というようにおっしゃったのは、最初の5年間の総額という意味ですか。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 済みません。1年間に7,000万円程度を使わせていただきたいと。今の社会資本整備総合交付金のやつが今60%ぐらいの交付率になっておりますので、そういった効率的なこともございますので、町といたしましてはきちっと調べさせていただいて、そういった予算を立てて直していきたいというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 余りどの橋が危険なんだということを公表すると、それぞれいろんな不安が起きてくると思うんですが、その計画の中ではちゃんとした詳細なものを持っておられると思うんですが、我々にはさっぱりそこら辺が概要でしかわかっていないんで、どうなんかなと。この橋とこの橋とこの橋は大体危険度が高くて、これから5年以内に手をつけたい橋だということなどは公表できないもんなんですか。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） それは、公表することは全然あのもんです。別に公表をさせていただいても、それは支障がないというふうに思っております。

さっき言いましたような考えを基にして、我々としては修繕をさせていただきたいと思っておりますし、ある橋については、いわゆる高欄のさびだけをもう一遍再塗装すればいいというふうな内容の橋もございますので、そういった中で、今の、例えば年度ごとに10橋直すときやら、それから3橋しかできないという場合は、その3橋分に7,000万円のお金をかけるというふうなことになりますので、そういった意味で平準化をさせていただいて、そういう方向性の中で修繕をさせていただきたいというふうに思っております。

それは公表しないということではございません。

議長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 詳細な計画ができているのであれば、それはある程度はまた公表していただけたらなというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、公共施設の情報管理についてお尋ねしたいと思います。

先ほど町長からも答弁をいただきまして、今、与謝野町もそれに取りかかっているということでした。その手始めとして台帳の作成にかかっているということですが、政府が12月ですか、先ほど言っておられましたが、発表したのは、この計画をつくるについても特別の交付税措置をとるというふうになっておりますし、またこの計画に基づく除却についても、先ほど言われましたけども、地方債の特例措置でやっていくと。今年度300億円の財源を措置しているようですし、当分の間、こういう形でやるというようなことが発表されております。

地方債の充当率は75%とするということで、割に除却が進みやすい環境かなというふうに思っているのですが、さて、実際にその計画をつくる段階で、何を壊してなくしてしまうのかというところで、非常にまた大きな問題が起きてくるかなと思うんですが、そういう部分について、住民の方とよく相談をというようなことも先ほどちらっとおっしゃいましたけども、具体的にまだ計画の段階なのでわからないかもわかりませんが、どういう方向でやっていこうかというようなお考えがもし今ありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほども申し上げましたように、町独自でそうしたことを進めていこうというまだ段階で、これをどういうふうに活用していくかということにつきましては、やはり今後、全町的な合意形成をした上で実行できるような計画にするべきだというふうに思っておりますし、国のほうの公共施設等総合管理計画も、まだちょっと我々にとってはわかりにくいところがあるので、もしわかる範囲で答えられるようであれば、企画財政課長のほうからお願いします。

議 長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） 私のほうから、もう少し思いを補足させていただきたいと思います。

先ほど町長が申し上げましたように、公共施設等総合管理計画、これは国のほうからのお話もございまして、おおむね平成26年、27年、28年、3年程度をかけて立てていこうというようなつもりをいたしております。

その中で、先ほどの答弁でもございましたように、まずそれぞれの課がそれぞれの施設を抱えていて、台帳をそれぞれ持ってはいるんですけども、それを一元的に管理ができていないので、一体どれだけのものがあるのか、これがわからないということです。そこをまず整理しようということで、過日、各課担当者に寄っていただきまして、一定の諸様式を提示して、まずそれを整理しようということで、施設の概要、耐用年数、利用運営状況、コストの状況、それから、これまでの整備履歴、それから特記事項、こういったことをある程度吸い上げまして、一体どれだけのものがあるのか、とりあえずわかっているだけで165施設、それを今取りかかっております。

これらにつきまして、上がってきた段階でどのようにマネジメントしていくかということになります。そこには一定ノウハウがやはり必要になってきますので、行政だけの思いでできませんし、住民の皆さんのご意見も聞かせていただきながら、また技術的なサポートをしていただく必要もあるということで、ちょうどお話がございました、京都工芸繊維大学のほうから何かお手伝いできることがないでしょうかというお話の中で、当町はこの公共施設マネジメントに手を挙げさせていただきまして、一緒に検討いただけるように今してきております。早速、来週にも2日ばかりでこの町内をバスで回っていただいて施設を見ていただくところから、学生、教員、20名ほどお見えになるんですけども、まずそこからスタートをして、全体像をつかんで、技術的サポートも受けながら、この町にどういった公共施設のあり方が望ましいのか、それを探っていこうということですので、具体的なことをどうして、こうしてというのはこれからの作業ということになるかというふうに思っておりますので、今後も議員さん方のご意見も頂戴し、また住民の皆さんからもいろんなご意見を聞かせていただいて、合併後の与謝野町としての公共施設のどういったあり方がいいのかを探っていきたいというところに今現在あるということでございます。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） このマネジメントはまだ緒についたとこということで、これからということのようであります。やはり総量を減らすということは、非常に今後の町の財政運営にとっても大事なことだと思えます。そうですし、やっぱり住民さんからのいろんな要望も多くあると思えますので、慎重に、かつ大胆にやらなければこれは進めていけないなというように思っておりますので、ぜひご奮闘をお願いしまして、次の一番最初の協働によるまちづくりのいただきました答弁についてお尋ねをしたいと思います。

特に尋ねるという意味合いではないんですけども、今まで町長が住民との協働を一番大事にしながら今の町をつくってこられたということについて、私も十二分に認めますし、今までのやってこられたことが土台になって、この町がなお一層輝いていくような方向に行けばいいかなというふうに私的には思っております。それはどういう方法になるかは、また新しい町長さんができて、また我々ももし議員になれば、またそこで一緒にやっていかなければならないことではないかなと思っております。

先ほど、快晴とは言えませんが、晴れと評価しましたけども、晴れというのは非常に範囲が多くて、大体雲が30%から80%ぐらいあっても晴れになるようです。私が思っている晴れは、もうかなり80%に近いほうの晴れですので、そういうふうに思っていたきたいと思いますが、どうでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 私の思いをよく理解していただいて、今期の議会におきましてもいろんな提言を受ける中で、今日まで進められてきたそのやはり大もとは、皆さんがやはり住民の方のそうした思いを一緒になってつくり上げていくところへ引っ張っていただいたことが大きかったんではないかなと思っております。政治をするというよりも、この町が新しい町になって、どういうこの地域の地方自治を確立していくかということが私自身は大きなテーマだったわけで、そういう中で、住民の方たちが直接参画をし、意見を言い、またそれを一つ一つ、小さいことから大きなことまで、時間はかかりますけれども、それが一つの形としてここまでできてきたことについては、本当にそうした住民の方のお支えやら協力に対して非常に感謝をしております。

一人でも多くの笑顔がふえるような、そんなまちづくりに、またこの与謝野町がよそからも、どこの町からもお手本となれるような、そうした地方自治の確立された町になるように願っております。

それには、おっしゃるように、晴れのときもあれば、曇ったり、涙を流すというか、雨が降るようなこともありましたけれども、やはりそれが一つ一つ雨が上がり、曇りになり、そして晴れて快晴に向かうという、そうした非常に長いサイクルでのそうした皆さんとのかかわり合い、営みといいますか、それがいい町をつくる土台になってきたというふうに私自身も確信していますし、これからもそうした形で、いい町になるように願っております。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 住民がまちづくりに参画して協働で町をつくっていくということは、やっぱり基本中の基本だというように思っております。

私も、今任期中、一般質問はこれが最後であります。そこで、町長の今期での退任発表に際し、

一言申し上げたいと思います。

太田町長は与謝野町の生みの親であり、協働のまちづくりに大きな足跡を残されました。私も出処進退はみずから決めるものと思っていますが、余りにも唐突で驚きました。政治を行う者は気力と体力が必要です。今回、その体力に不安を感じられての退陣ですが、今思うと、初陣の情景が目に見えます。36年間の公務、本当にご苦労さまでした。

質問、終わります。

議長（赤松孝一） これで、塩見晋議員の一般質問を終わります。

ここで30分まで休憩いたします。

（休憩 午前11時15分）

（再開 午前11時30分）

議長（赤松孝一） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

7番、伊藤幸男議員の一般質問を許します。

伊藤議員。

7番（伊藤幸男） それでは、まずはじめに、日本共産党の伊藤です。私は、事前通告に基づき、町の農業政策と税公共料金の徴収システムの改善について一般質問を行います。

今期、最後の一般質問になりますので、はじめに一言おわびを申し上げておきたいと思います。

この間、私の議会発言で、町長、理事者、課長の皆さんに、私自身の、言うなら儀礼知らずで、表現も決して上手ではないため、少なからず失礼な発言などをたびたび行ったこと、ご迷惑をかけたことではないかと思っています。ひとえに住民の声を届けたい、よりよい町政を実現したいという気持ちからの発言であり、この場をおかりして、おわびを申し上げておきたいと思います。

それでは、農業政策に関連して、幾つかの点を述べて質問に入りたいと思います。

食糧危機が再び世界を襲っています。国連食糧農業機関 F A Oなど国連の3機関は、一昨年9月に共同声明を発表し、「食糧生産システムがさまざまな打撃や気候変動に耐えられるような方法が見つからない限り食糧危機は続く」「近い将来起こり得る最悪のシナリオを想定して準備しなければならない」と訴えました。F A Oの調べでは、2012年、一昨年ですが、穀物価格は史上最高を記録し続け、その水準は世界中で抗議行動、抗議運動と暴動が起きた2008年を上回っており、約40カ国が食糧の異常な不足に苦しんでいます。その引き金になっているのが地球温暖化であります。アメリカやロシア、ヨーロッパ、中南米を襲っている大干ばつと異常高温は数年にわたって悪化し続け、より頻度高く発生し、食糧生産に重大な打撃を与えています。地球温暖化にストップをかける国際的な合意を早急を実現することが求められています。

今、我が国が果たすべきことは、世界人口の2%にすぎない日本が、世界に出回る食糧の10%を買いあさっているという恥ずべき現状を改め、世界でも有数の農業生産力を存分に生かして食糧自給率を引き上げることであります。それは、大震災直後の一、二週間、1日1食か2食で命をつなぎ、町のスーパーの棚から米やパン、牛乳が姿を消した東日本大震災の経験からも明らかであります。さらに、政府が2011年8月に公表した南海トラフ巨大地震の被害想定では、東日本大震災に比べて浸水面積で1.8倍、建物被害で1.8倍に上るとされています。これらの地域には巨大輸入港湾や食料流通・加工の拠点が集中しており、一層深刻な事態になることは必至であります。

T P P 参加を含む農産物輸入の完全自由化によって、農水省の試算でも、食糧自給率、カロリーベースですが、は40%から13%に激減します。また、農水省資料を使った研究団体の試算では、穀物自給率は27%から2.7%に壊滅します。世界を食糧危機が襲っている今、T P P などをもってのほかと言わねばなりません。

さらに、全国農協中央会の委託研究によりますと、日本がT P P に参加すれば、アジアの米需要を逼迫させ、米価を2倍程度に押し上げる結果、アジアの米食人口の1割、2.7億人が餓死に陥る可能性があると言われていています。アジアの成長を取り込むどころか、アジアに大迷惑をかけるT P P 参加は二重、三重に許されることではありません。

そもそも、さきの総選挙で自民党の政権公約は、「聖域なき関税撤廃を前提にする限り、交渉参加に反対」「自動車等の工業製品の数値目標は受け入れられない」「国民皆保険制度を守る」「食の安全・安心の基準を守る」、I S D 条項、いわゆる訴訟条項ですが、「I S D 条項は合意しない」などというものでした。そして、多くの自民党候補者がT P P 参加反対を掲げ、農協関係の農政連とT P P 交渉に反対する確約書を交わして選挙を戦いました。こうした経過から見ても、選挙で示された民意というのは、T P P 参加反対であることは明白ではないのでしょうか。

経済評論家の内橋克人さんは、T P P 推進派の共通の錯覚として自由貿易振興を挙げ、原発安全神話のT P P 版だと厳しく批判しています。自由貿易理論は、アフリカ、南北アメリカ、アジアを植民地にして成長した資本主義が、植民地からの原材料の収奪と植民地に対する加工製品の輸出や奴隷貿易を自由貿易の名で進めるためのイデオロギーでした。

現代の貿易は世界を股にかけ、利潤を追い求める多国籍企業や大企業の支配下にあり、自由貿易ルールというのは大企業の利益を保証するためのものにすぎません。現在、世界の大企業上場50社の売り上げが世界総生産に占める比率は43%であり、世界貿易の3分の2は大企業同士の貿易が占めていることです。

日本はこの傾向がさらに顕著であり、日本の輸出総額のうち7割が大企業の親会社から海外の子会社向けの企業内貿易であります。この上、T P P 締結を求める財界大企業の狙いは、親会社から子会社への輸出に課せられる税金をゼロにせよと、こういうことであり、進出企業が相手国政府や自治体をおどすI S D 条項を使って、アジア諸国の投資規制や原産地表示の規制など制限を取り払い、進出先で横暴にふるまうことを認めさせることにあります。

今、声高に叫ばれている自由貿易とは、多くの人々が素朴に信じている自由貿易などというものではありません。どころか、大企業の、大企業による、大企業のための自由貿易であり、鶏小屋の中にキツネの自由にほかならないと言われていています。

自由貿易神話の神様として君臨してきたW T O は、2011年12月に、「交渉は袋小路に入っており、近い将来に合併することは不可能になった」として破綻を宣言しました。その2日後に、国連総会は食糧主権の検討を求める決議を採択しましたが、もともと国連における食糧主権の検討はW T O と自由貿易神話に対抗したものでした。2004年の春に開かれた国連第60回人権委員会では、「食糧に対する権利に重大な否定的影響を及ぼし得る世界貿易システム W T O のアンバランスと不公平に対し、緊急の対処が必要である。今や、食糧主権のビジョンが提起しているような農業と貿易に関する新たな代替モデルを検討すべきときである」という勧告が採択されました。

今、食糧主権は、中南米やアフリカ、アジアの国々で憲法や農業法の中に息づいて、その広がりを見せています。自由貿易万能主義から食糧主権へ、これこそが持続可能な社会を求める政治の世界の流れであり、TPPはこれに全く逆行していると言えます。

日本農家の手取り米価は、1994年の60キログラム当たり2万1,367円から、2011年、1万5,541円に暴落する中で、農業所得は159万円から102万円に下落し、日本の農業全体の農業所得は6兆1,000億円から3兆2,000億円に半減しました。日本銀行のさきの白川総裁でさえ、デフレ脱却のためには「賃金引き上げは不可欠。家計が安心してお金を使える環境を政府が作る必要がある」と、このように強調しておりました。

ですから、今、経済対策として最も急がなければならないのは、大企業のリストラなどの雇用破壊を抑え、財界の圧力に屈した賃下げ政策を転換して、働く貧困層をなくすこと。そのために、最低賃金を全国一律、時給1,000円以上に引き上げること、農産物の価格保証を全面的に実施することは不可欠であります。大企業の長引く不況のもとでも、ため込んできた260兆円を越す内部留保のわずか数%、ごく一部を還元させれば、家計の所得もふやし、内需を活発にし、日本経済をまともにする道が開かれます。大企業に応分の社会的責任を果たしてもらいルールある経済社会をつかってこそ、農民や労働者の暮らしがよくなるだけでなく、日本経済も農業も好循環の未来が開けてきます。このことは多くの学者らも指摘しているところです。

この間、与謝野町の農業政策は、農業関係者の協働で、中山間事業や命の里事業なども活用し、近隣の自治体の中でも、京都府下でも大きく注目されるような取り組みがされてきており、その成果が大きく広がろうとしています。農業はまちづくりの柱、産業の基本とも言える大変重要な産業であります。それは、この間、中小企業振興基本条例の策定過程や具体的な施策を見ても明らかであります。

ところが、自民党・公明党の安倍連立政権は、財界大企業の強い要請を受け、TPP推進参加を前提にした米の生産調整の廃止や、水田農業に対する各種施策補助金の見直し、戸別所得補償政策の見直し、米価変動補填交付金の廃止などなど農業政策の変更、見直しを行い、実施に移そうとしております。これでは、旧町以来、今日まで多くの町民の皆さんとともに作り上げてきた与謝野町の農業が成り立っていくのか、私は大きな不安、危機感を感じています。

これらの問題で、次のような点を町長にお伺いしたいと思っています。

1つ目の質問です。今日まで取り組んできた与謝野町の農業をどのように考えておられるのか。

2つ目、安倍政権が変更、見直ししようとしている農業政策を、どのように町の政策との関係で見ているのか。

3つ目、このような政府の農業政策によって市町村の農業政策が大きく変わらざるを得ないもとで、与謝野町の農業はどうしようとしているのか。どういう対策、変更を考えておられるのか伺いたいと思います。

次に、税公共料金の徴収システムの問題について質問します。

少子高齢化とともに過疎化が進み、独居世帯や老人世帯が急増しています。繰り返される国の社会保障の負担の増大と給付の削減で、年金収入が減らされ、しかも介護保険料が天引きされ、税や公共料金、医療費などの負担が重くのしかかり、家計のやりくりで暮らしに苦勞されている世帯がふえ、不安の声が町の中でも広がっています。暮らしが維持できないと嘆いている人や、

私の家は近くにバスがないので、庁舎が遠いために、税金を払うのにも苦労をしている。数日おくれたら延滞金まで取られたとか、収入4万円から5万円の年金だけであり、このままだとやっていけない、こういう世帯など、まさに老人世帯、独居世帯、母子・父子世帯などから悲痛な深刻な声を聞くようになりました。

この点で町長に見解を伺いたいと思います。

1つ目の質問は、この町の年収200万円以下の所得層は何世帯になっているのか。その割合は全体で何%なのか。

そして2つ目、独居世帯は何世帯あるのか。高齢者の独居世帯は何世帯あるのか。そのおのこの割合は何%なのか。

3つ目、母子・父子世帯で年収200万円以下の世帯は、150万円以下の世帯は、おのこの何世帯、全体の何%あるのか。

4つ目、このような経済的にも苦しい世帯をどのように考えておられるのか。何らかの行政対応が必要ではないか。

5番目、せめて、公共料金などの徴収は、毎月、税負担が均等に支払われるよう、システムを見直すべきではないか。

以上の質問を述べて、私の第1回目の一般質問といたします。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員、早いようですが、途中で切るより、ここで休憩とりましょうか。どっちがよろしい。

7 番（伊藤幸男） やってもらったらいい。

議 長（赤松孝一） そうですか。

それでは、答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 伊藤議員ご質問の1番目、町の農業施策についてお答えいたします。

1点目の、今日まで取り組んできた与謝野町の農業をどのように考えているのかについてでございますが、最初に結論を一言で申し上げますと、与謝野町総合計画に沿った取り組みを進め、一定の成果を上げることができたのではないかと考えています。

主な取り組みとしては、中山間地域等直接支払い交付金事業や命の里事業等により、農地・農村の持つ多面的機能を重視し、農地の保全是もとより、Xキャンプや田植え祭り、収穫祭などを支援することにより、地域や組織の活性化を図ってまいりました。また、3町合併と同時期に始まり、町の一体化の象徴として取り組みました農地・水・保全管理支払い事業につきましては、当町の農振農用地の95%となる741ヘクタールで事業に取り組み、農業生産の基盤となる農道・水路の維持管理負担の軽減につながっております。

そして、特色ある農業として、有機質肥料「京の豆っこ肥料」の供給と、それを使用した「京の豆っこ米」及び白大豆の生産を推進し、京の豆っこ米は、当町の水稲作付面積の20%を超える130ヘクタールで生産されておりますし、転作対応作物でもある白大豆につきましては京都府一の産地となるとともに、農林水産祭三賞という栽培技術面での評価を得るに至りました。

ほかにもさまざまな取り組みがありますが、町としましては、どの事業におきましても、農家や地域が主体的かつ積極的に取り組まれたことによるものと、その頑張りを高く評価いたしてお

ります。

2番目に、安倍政権が変更、見直ししようとしている農業政策をどのように見ているのかについてでございますが、農林水産省は、平成25年12月に農林水産業・地域の活力創造プランを取りまとめ、4つの改革を掲げました。

1つ目は、有吉議員のご質問にもあります農地中間管理機構の創設でございます。担い手への農地の集積を目的とするものでございます。2つ目は、経営所得安定対策の見直し。3つ目は、水田フル活用と米政策の見直しでございます。これらは、生産調整を含む米政策を見直すものでございます。そして4つ目は、日本型直接支払い制度の創設でございます。農地・水・保全管理支払い事業、中山間地域等直接支払い交付金事業等の総称といった位置づけのものでございます。

これらの変更、見直しにつきましては、政権交代前の自民党時代の姿に戻ったとの見方をしていますが、農家の高齢化、米需要の低下、TPPの動向など農業を取り巻く環境は厳しさを加速しており、町としましては、いずれの施策に対しても、町の農業振興にとって有利になる方向での運用に努めてまいりたいと考えています。

3点目の、このような政府の農業政策によって市町村の農業施策が大きく変えざるを得ない中で、与謝野町の農業はどうしようとしているのか。どういう対策、変更を考えているのかについてでございますが、基本としましては、大きく変わる農業施策に対し、柔軟かつ有効に対応する中で、総合計画に沿った取り組みを進めることだと考えています。

具体的には、今後来るであろうと言われております米価の大幅下落への対応でございます。

1つ目に、売り先の決まった米づくりが有効と言われている中で、現在つながりのある大手量販店等の取引先との連携強化。2つ目に、米価の維持と生産経費の削減による再生産価格に見合う米づくり。3つ目に、特A産地の継続と京の豆っこ米のブランド化を推進したいと考えています。

また、それらを達成するため、京の豆っこ肥料の安定供給と品質の向上。地産地消の点で、京の豆っこ米を地元で手軽に買える仕組みづくり。農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積。経年劣化が進む大型井堰等の計画的な更新。さらには、特色ある農業の新たな展開として、大手通信会社や大学などと連携し、平成25年度から取り組んでおりますスマートフォンなどの情報通信技術を活用した新しい農業モデル確立事業など、町としましては、これらの取り組みを農家や地域との協働のもと、進めてまいりたいというふうに考えています。

次に、ご質問の2番目、税・公共料金の徴収システムの改善をについてお答えいたします。

1点目の、当町の年収200万円以下の低所得層は何世帯になっているのか。また、その割合は全体の何%かについてでございます。

まず、年収のご質問ですが、年収については収入であり、営業等の方々は売り上げに当たります。また、給与等の方々も、事業所からの支払い額が収入に当たります。このため、収入の種類によっては所得金額が大きく変わりますので、通常は収入から経費を除いた所得データで統計等をとっております。この所得データでお答えいたします。また、所得の世帯管理はしておりませんので、個人のデータとなります。そこで、ことし1月末で本町の所得200万円以下の個人は1万4,292人となっており、労働力人口も含めた1月末の人口は2万3,640人ですので、

約60%の方々が年間所得200万円以下となっています。

2点目の独居世帯数と高齢独居世帯数についてですが、住民基本台帳上で、独居世帯数は1,552世帯、高齢独居世帯数は1,281世帯となっていますが、いずれも何らかの理由で世帯分離をしている場合がありますのでお含みおき願います。なお、高齢独居世帯につきましては、民生児童委員に把握していただいている数としては約800世帯となっています。1月末現在の与謝野町の世帯数は9,160世帯ですので、独居世帯は約17%、高齢独居世帯は約14%。これは、民生児童委員の把握によります場合は約9%でございます。

3点目の、母子・父子家庭で年収200万円以下の世帯は、150万円以下の世帯はそれぞれ何世帯、全体の何%あるのかについてお答えいたします。

課税資料で寡婦控除を申告されている方々が母子・父子と考えられますので、そのデータでお答えいたします。母子・父子の寡婦控除を申告されている方々は全部で666人でございます。このうち、所得200万円以下の方々は566人で約85%、所得150万円以下の方々は488人で約73%となっています。

4点目の、このような経済的にも苦しい世帯をどう考えておられるのか。何らかの対応が必要ではないかの問いについてですが、母子・父子家庭にかかわらず、当町の1世帯当たりの所得額は府下でも最低ランクとなっていることから、何らかの施策を打つ必要性を感じております。なお、ひとり親家庭に対しましては、児童福祉手当の支給や医療費の無料化、保育料の減免等の支援を行っています。

5点目の公共料金などの徴収については、毎月の負担が均等に支払えるよう、システムを見直すべきではないかについてお答えいたします。

公共料金の多くは毎月々のお支払いになっておりますが、その中で、町民税、固定資産税は、それぞれ年4回の分割となっています。これらは、合併前、それから合併当初の平成18年度は年10回の分割となっておりますが、平成18年度に与謝野町税条例を改正し、現在の年4回に改正いたしております。改正理由は、地方税法の原則は年4回となっており、電算システムの関係などを考慮して、地方税法どおりに改正したものでございます。なお、過去において年10回を採用してきた主な理由は、税等を納税組合によって集金しており、毎月額が均等な簡素な集金システムが当時は適していたことが理由でございます。

しかし、個人情報保護等の観点から納税組合の集金を廃止したこと。口座振替制度を推奨し、半数以上の方々が利用されていること。また、コンビニ納付を可能にするなど納付方法の多様化を図っていること。これらにより、現状の分割方法を過去の方法に戻すようなことは考えておりませんので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上で、伊藤議員への答弁とさせていただきます。

議長（赤松孝一） 伊藤議員の一般質問中でございますが、ここで13時30分まで休憩をいたします。

（休憩 午後 0時01分）

（再開 午後 1時30分）

議長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じまして会議を再開いたします。

まことに申しわけございませんが、本日、朝一番にすればよかったんですが、つい私のミスで

この時間帯になりました。と申しますのは、きょうは丹後震災の記念日でありまして、昭和2年3月7日に大きな地震が起きたわけですが、この会議場内におられます方は1人も経験者はいないと、体験者はいないということで非常に風化してまいりましたが、やはり昨今、東北の震災に目を奪われがちでございますが、やはり地元でも大きな震災で多くの方が命をなくし、家屋をなくしたということを思い起こし、いま一度、皆さんとともに黙祷をささげたいと思いますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、約30秒間、黙祷いたします。

黙祷。

(黙祷)

議長(赤松孝一) お直り下さい。お座りください。

それでは、ここで一旦休憩をいたします。

(休憩 午後 1時31分)

(再開 午後 1時32分)

議長(赤松孝一) それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

午前中に引き続き、伊藤議員の一般質問を続行いたします。

伊藤議員。

7番(伊藤幸男) ちょっと何か違うもんが入ったもので、頭の整理がつかせませんが、それでは第2回目の質問を行いたいと思っています。

まず、私の懸念が、発言していましたように、懸念といいますが、危機感といいますが、今の政府の農政でいうと、私は結論的な言い方で申しわけないんですが、今の与謝野町の農業が本当に守れるのか、育てることができるのかという疑問があります。一つは、先ほど申し上げたように、TPPが、言うなら、町が進めている農業政策の考え方というのか、真っ向から対立する関係になっています。町長の答弁では、幾つかそういう中でも頑張っていくという姿勢が述べられましたけれども、そういう点で、町長に改めて、非常に大きな力を持っているわけですから、国の施策というのは、拘束力も持ってくると思うんですね。この点でどういうふうな努力をされるのかというのが、私、先ほどの答弁ではもう少し踏み込められていないといいますが、町としてはこのことをやるという話でしたけれども、その点についてお伺いしたいというふうに思っています。

議長(赤松孝一) 太田町長。

町長(太田貴美) 1町でそうしたことに対応していく、あるいは対抗していく意見を述べていくということについては、非常に力としては弱いんで、やはり町村会を中心にしたり、あるいは市長会が中心になったり、知事会、そして、またそれぞれの県、市、町村の議会でもそうした決議を上げて、特に全国町村会の大会などにおきましては、直接政府の首相をはじめ、いろんな方が来ている中で、我々の意見をそれぞれ述べさせていただいて、そうしたことの訴えを起こしてまいりました。

今回も、昨年ありました大会においても、それらのことを強くアピールをし、そしてそのことに対する対応を、我々の日本の農業を守るという立場でしっかりと考えてほしいんだというような訴えをしてまいりました。そこへ上げますまでには、やはりそれぞれの各単位で総意を集めた

上で、そうした大会での運びになっておりますし、また具体的には、代表の方がそれらについては各関係省、またそのほかのところにも足を運びながら要望活動といたしますか、陳情活動も行ったたりいたしております。そうした中で、なかなか今の置かれている状況、我々も新聞やテレビでの報道しかわからないわけですが、何かもともとのところから大分揺れ動いているという感を否めない、そういう状況でございます。

そうした中で、町としてもできる、そういう取り組みを早くからやっぱりやっていく必要があるということで、農家の方たちもそれぞれの工夫をされたり、またそれに対して町も応援していくような形で施策を今進めているというところでございます。

有効な手だてというものがやはりなかなかとれていないというのが一つはあるかなとは思いますが、できる自分たちの範囲での行動をとっているというところでございます。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 冒頭の1回目の質問の中で申し上げましたが、今、大きな最大の地球的規模といたしますか、全世界で問題になっているのが、食糧危機ですよ。これにどう対応するかということが今一番大きな問題で、その経過についても冒頭で述べましたので省略しますが、そのことにこたえる意味でも、やっぱり我が町がやっているような方向こそがやっぱり大道なんだと、基本的な姿勢なんだということに確信を持って、ぜひ前進するように努力をしていただきたいというふうに思っています。

それからもう一つは、自民党自身も、実は公約の中で自給率の向上ということを行っているんですね。しかし、このTPPが来ると明確に自給率は低下するということがはっきりしているわけで、それを踏み込むというのは非常に許されないというふうに思うんですよ。ただ、今まで最後の段階が見えていませんけども、今までの対応で見れば、TPPに踏み込む危険が非常に高いと、ここは本当に許されないなというふうに思っています。

答弁の中で幾つか気になる点がありますが、時間がありませんので、次の質問に移りたいというふうに思っています。

2つ目の問題です。2つ目の質問は、税と公共料金の徴収のシステムの問題です。これは冒頭でも基本的に言ったつもりなんですが、多くの方々は直接、そのことは気にしながら、生活の実感としてまだなっていない方もいるかと思うんですが、低所得者層といたしますか、独居老人の高齢者の方なんかで言っているのは、年金はわずか3万円、4万円、5万円という非常に、天引きされた結果ですよ、そういう金額でしか暮らしができない。このもとで、ある月にはたくさんの税がかかってくると。ある月はずっと減ると。このことは、あること自身が非常に負担だということを行っているんですね。だから、均等にしてもらえることで、それだったらちゃんと払えるなという生活の実感ですよ。

私は、ここは本当に行政もやっぱり耳を傾けるといって、しっかり受けとめないといけないんでないかというふうに思っています、その点での考えを再度、町長にお伺いしたいと思っています。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） どんな方法にしましても、税は払っていただかなければなりませんので、その払い方の中身、方法といたしますか、そういうことの一つのご提案といたしますか、提示だというふう

に思うんですけども、やはりそういう意味では、できるだけ払えるような状況をつくっていくということは、これ大事なこともわかりませんが、おっしゃっているような形で、一月ずつだったら、10回だったら払えるけれども、そうでなければということについては、やはりそれぞれの納税者の方が自覚をしていただいて、3カ月後にはこっだけ払わなきゃならないというものをやはり自分の中できっちりと精査して、その分を残しておいていただくというような工夫も必要ではないかなというふうに思うんです。何もかも行政がということについては、特別な理由があつてのときには、当然役場のほうに相談がけをしていただいたらいいかと思えますけれども、やはり税を払っていただくということについては、やはりそれぞれ個人が自覚を持って納めていただく工夫をしていただくということも大事ではないかと、原則にのっとった形というものが必要ではないかなというふうに思っております。

システム上の問題だとか、いろいろと申し上げておりますけれども、やはりそうしたことを変えるということになりますと、これはもう変えるということは恐らく非常に難しいというふうに思いますので、そこで払っていただきやすい方法を考えるといいましたらおかしいですけど、そうしたのもお互いに工夫をしていくということも、これは一つの課題かも知れません。

明確にお答えが私にはできませんけれども、そうした払っていただきやすいそうした状況をつくるために、町としてもいろいろと工夫を、若い人たちにとってもということでコンビニをしたりですし、高齢者の方たちにとっての払いやすさはどういう方法があるのか、それらについてももう少し考える必要があるかなというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 冒頭の質問に対して、町長は、確かにわざわざ私、質問項目に挙げましたが、いわゆる低所得者層と言われる方々のこの町での比重は、例えば1番の年収200万円以下の低所得者層といえ、約6割ぐらいいると。これは客観的な事実で、これは、もうそのことから始まらないと、やっぱり対応がまずくなるん違うかというふうに思うんですね。こういう町だからこそ寄り添うといいますが、多くの皆さんに寄り添う、そういう姿勢で、制度自身も変えるべきは変えていくということだと思っております。

そういう意味から、私、思うんですが、やっぱりこういう非常に財政的に困難な点がありますけれども、私はそれは理由にならないというふうに思っているんです。財政的な理由を言い出したら、何でも法律になってしまいますから、私は、低所得者に対する、こういう私どもが言っているような丁寧な対応や配慮というのは、ある意味、町側と、それから納税住民との信頼関係を築く大きな問題だと思うんですね。金がかかるという費用の問題じゃなくて、やっぱりそのことは、税機構のときにも申し上げましたが、自治体独自のありべき、いわゆる課税権のあり方にかかわる問題だと思っているんです。

ですから、やはり町長が、今、答弁の中でおっしゃいましたが、検討していくと、検討してみたいというニュアンスの答弁だったと思うんですけども、そのことはやっぱり真摯に受けとめて、ぜひ模索を続けてほしいと。最悪の場合は、均等分割も含めていいとする個別対応も含めてそれはやるべきだというふうに思っています。いかがでしょうか、町長。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） これらについては、明確なお答えを私がするべきではないというふうに思ってお

ります。

どちらにしましても、低所得者の方々には、やはりそれに応じたそうした税が課せられているというふうに思いますし、根本的な改正ということになりますと、町ではとてもできるものではない。ただ、納税していただきやすいといえますが、いろんなところでの工夫は必要かなというふうには思っております。

今後のことにつきましては、やはり次に委ねたいというふうに思います。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 終わろうと思っていましたが、ちょっと抜けていましたので言いますと、そういう方々は長く住みついておられるわけで、近所のつき合いも物すごい整理しているんですよ。我が家に香典をもらった人に返さなきゃいけない、そういうつき合いまで整理しているんですよ。一方で、町のほうから言えば、コミュニティーをちゃんとしようと言っているわけでしょう。そういう中であって、そういう非常に大変な思いで整理しているわけですから、食べられるようにせなあかんと、やっていけるようにせなあかんという努力をしているわけですから、そういうやっぱり深刻な家庭もあると。私は、決して少なくないと思いますよ、今の数字を見たって。

だから、そういうところに行政側がやっぱり接近していくと。寄り添うような対応をぜひお願いしておきたいというふうに思っています。終わります。

議 長（赤松孝一） これで、伊藤幸男議員の一般質問を終わります。

次に、2番、和田裕之議員の一般を許します。

和田議員。

2 番（和田裕之） それでは、議長のお許しを得ましたので、第55回平成26年3月定例会の私の一般質問をさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

今回は産業振興についての1件であります。

町の産業振興や地域活性化の問題、これについては、今までの一般質問でも何度も質問をさせていただきました。議員にならせていただいた平成22年6月定例会ではじめての一般質問で、産業振興条例の制定をという質問が私の最初の質問であったと記憶をしております。当時、私もこの与謝野町へ帰郷し、商売を始めて7年目という状況の中で、中小業者の営業や暮らしを守りたいという思いが強くあり、産業振興、地域活性化は重要課題であり、まず取り組みたい問題であり、喫緊の課題であるというふうに考えておりました。

そうした中、第1期産業振興会議の皆さんのご尽力により提言された与謝野町中小企業振興基本条例が平成24年4月1日に施行をされました。平成24年7月に新たに設置された第2期与謝野町産業振興会議では、条例の推進や与謝野町産業振興ビジョン、行動プログラムの具現化について述べ、30回にもわたる会議をされ、ご尽力をいただきました。条例の推進については、行政との共催による与謝野町中小企業振興基本条例記念シンポジウムを開催され、条例の周知方法としては「まちぐる」を企画され、条例の基本理念への理解を呼びかけられるものであり、参加業者や住民の皆さんの新たなつながりを生み出しています。また、振興会議の内容を予算や行政施策へ反映すべく、産業振興ビジョンで掲げられた129の行動プログラムの中から優先的に進めるべき行動プログラムを出され、3つのテーマを重点項目とされ、多くの具現案が示された提言書が産業振興会議から、平成25年12月17日に町長へ手渡しをされました。

この厳しい景気の中、1カ月後の4月からは消費税が8%へ増税をされます。価格に転嫁できない消費税は、中小業者にとっては大変重い負担となります。全国商工団体連合会、民商の営業動向調査、2013年下期では、「完全に転嫁できない」と59.2%が回答し、利益の減少、廃業を考えざるを得ないという深刻な声が多く寄せられています。また、日経の調査でも、「全て転嫁」は4割弱にすぎません。アベノミクスで景気が上向いていると言われていますが、GDPのわずかな伸びを支えているのは、増税前の駆け込み需要と公共事業の積み増しです。京都新聞の先般の世論調査でも、「景気回復の実感ない」は73%にも上っています。

一方、急激な円安による燃料や輸入材料の高騰、家庭用品の値上げなど、国民や中小業者の暮らしと営業を直撃しています。中小業者は地域経済を支え、雇用の重要な役割を果たしています。とりわけ中小業者の町と言われるこの京都では、府内事業所の減少は直近3年間で1万1,029件であります。被災地を除く全国平均の減少率6.9%に対し8.1%であり、全国ワースト1位、全国最下位だという現状であります。加えて、景気を支える働く人が、京都では非正規の労働者が41.8%と全国で最下位クラスになってきていることでもあります。しかも、こうした現状で商工会議所や商工会への京都府の補助金が大きく削減されているのも事実であります。今でも全国平均以上に京都の中小業者が減少している中、増税により駆け込み需要が途絶え、資金繰りの悪化や経営不振など、4月以降の経営環境の激変に多くの中小業者が不安を抱えています。

このような危機的状況の中で、地域経済の担い手である中小業者を守り、地域の活性化を図ることは多くの住民の願いであると考えています。産業振興会議の提言でも示されているとおり、産業振興施策や町政運営に生かされ、行政の責務として早急に具現化する必要があるというふうに考えております。

そこで、次の質問をいたします。

1. 産業振興に関する提言書について、町長はどのように受けとめられているのか。また、どのような所見を持たれているのか、お伺いをいたします。

2つ目に、どのように提言を具現化されようとしているのか、お伺いをいたします。

3つ目に、今後さらにどう進められようとしているのかをお伺いいたします。

以上で、私の1回目の質問とさせていただきます。ご答弁、よろしくお願いいたします。

議 長（赤松孝一） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 和田議員ご質問の、産業振興についての1点目、産業振興に関する提言書について、町長はどのように受けとめられているのか、どのような所見を持たれているのかについてお答えいたします。

先ほど議員が語る述べられましたように、中小企業振興基本条例が平成24年4月に制定され、同年7月に第2期の産業振興会議が立ち上がりました。この2期目の産業振興会議の皆様には、委員委嘱後間もない7月に、委員の皆様主導により条例施行記念シンポジウムを開催いただきました。その後、産業振興ビジョンに掲げられた行動プログラムについて検討いただく一方で、これも委員の皆様のご企画発案により、地産地消を身近で感じてもらうことにより、中小企業振興基本条例の基本理念である、地域循環型経済の構築について町ぐるみで考える機会としてグルメ

イベントを年4回開催いただくなど、今後の可能性を感じさせる新たな試みに取り組んでいただきました。そして、昨年の12月には、産業振興に関する提言書を、19回にわたる会議のまとめとしていただきました。この場をおかりし、産業振興会議の25名の皆様方に心より感謝を申し上げます。

この提言書につきましては、産業振興ビジョンに掲げられた129項目の行動プログラムから3つの重点項目に絞り込みをいただき、それぞれの重点項目につきまして、現状と課題、施策展開にも踏み込んだ具体的な内容となっており、今後の産業振興を、また与謝野町のまちづくりを進めていく上での重要な提言と位置づけております。

2点目、どのように提言を具現化されようとしているのか、3点目、今後、さらにどう進めようかとされているのかにつきましては、私からのお答えは差し控えさせていただきますが、ご提出いただきましたこの産業振興に関する提言書が、今後の産業振興の継続、発展に大いに役立ちますことを願っています。

以上で、和田議員への答弁とさせていただきます。

議長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） ご答弁ありがとうございます。

1点目の事柄に関しては、町長は重要な提言であると受けとめられたということで理解をさせていただきます。

まず、先ほど町長もおっしゃいましたとおり、大変、産業振興会議のメンバーの皆さんに感謝して、改めてお礼を言いたいと思っております。本当にありがとうございました。

振興会議のこの提言書を岸辺会長さんから手渡されたということで、この具体案、これ1つずつ着実に進めてほしいというふうに要望をされたということで、太田町長はこれに対して、提言を生かして産業活性化の道しるべをつくる、町民の生業、これを踏み出せるように頑張りたいというふうに述べられたというふうに聞いております。中小業者の皆さんも、町民の皆さんも、この地域、この産業の活性化は町の重要な課題であるというふうに考えられていると思いますし、またこのことは振興会議の委員の皆さんも繰り返しおっしゃっていたというふうに思いますし、その思いが強く伝わってまいります。

今回の提言にも示されているとおり、町の責務として私が聞きたいのは、この具現化、これを早急にする必要があるのではないかと思います。その点についてご答弁をお願いいたします。

議長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） 与謝野町の総合計画をつくる段階で、もう何回も言っておりますけれども、「自助・共助・商助・公助」という与謝野町ならではの「商助」、商いを助けるという言葉が盛り込まれました。その時点から、もうやはり総合計画をつくられた委員さんの思いの中には、この町のそうした生業を何とか我々企業家、あるいは事業者も頑張って、町と一緒に頑張ってそうしたものを盛り上げていくことがこの町の活性化につながるという、そういう強い思いで、そういう言葉が入れられました。

それに基づいて総合計画が立てられ、その中から産業振興ビジョンというものができ上がり、そのまさしく産業振興会議で、じゃあ具体的にどういうふうにしていくのかという中で、まず中小企業の多いこの町で、やはり中小企業振興基本条例をつくり上げて、それを理念として掲げ

て、具体的な産業振興に係る策をみんなと一緒につくっていこうということで、産業振興会議の中であるご相談いただいて、そういう提言書をいただきました。

これを見せていただきますと、本当に与謝野町のこの町の規模に合わせたといえますか、この町ならではのそうした提言がたくさんございます。これを一遍にということは非常に難しいと思いますけれども、大勢の方にかかわっていただいて、この町の産業をどうしていくのか。また、今ある産業をどう生かしていくのか。また、それ以外にも新しい産業をどう導入していくのかというふうな道筋、並びにその方法を具体的に4つの行政、中小企業者、経済団体等、あるいは町民というそれぞれの中小企業振興基本条例の理念にのっとった中で具体的に掲げていただいております。これほど丁寧に、これほど熱心につくられた、私は、提言書は本当にすばらしいものだと思いますが、こうしたみんなの思いをやはり1つでも2つでも取り組めるものから取り組んでいくということが、まさしく今、今後望まれる大きなことだと思っております。

町には産業ビジョンがないというふうにお考えの方もあるかも知れませんが、まさしく、これは町のこの身の丈に合った産業振興のための提言書だというふうに思っております。この中には地産地消、普通は「地が産む、その地で消費する」という、それがそうではなしに、地産の「産」は賛美の「賛」です。そして、また地消というのは、この地を「紹介」するという、そうした単なる地産地消、一般に言うんじゃないで、この町のいいところをみんなで見つけ出し、そしてそれをまた外へ発信していくという「地賛地紹」、字が全然違うんですけども、そういう積極的な、前向きな、消費するだけではない、そういう思いというのが、この提言書の中には書かれている。まさしくこれは、本当に私は大勢の方のお知恵を結集した宝だというふうに思っています。

ですから、これを一つの基本として、やはり今後の与謝野町の産業振興にぜひ役立てていただきたいというよりも、むしろこれを推し進めていただきたいというふうに願っております。

議長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） 1つでも2つでも取り組んでいく必要があるというふうに思っています。これ早急にですね。

それで、本年度、この予算で予算化というか、具現化されたものがあるかどうか。その点についてお願いをしたいと思います。

議長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） 予算化されているものもございます。

具体的にあれでしたら、商工観光課のほうからご説明をさせていただきたいと思っております。

議長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） 私のほうから少しお話をさせていただきます。

町長のほうから、先ほど今回の新年度予算の部分で少し顔出しをという部分はお話ございましたけれども、具体的には、6月の肉づけ予算のところに出てくる部分というふうには思っておりますけれども、農林の部分でありましたら、木質バイオマスの動きの部分が予算に上がっておりますり、商工観光課の部分では、産業施策の中でまた少し動きを出していきたいというところがございますけれども、この提言書、非常に内容を細かく出していただいておりますので、その中で少しいろいろと取り組みを進める中では調整等の必要の部分もございますので、その中では、今現

在、調整の部分も多々ございまして、この6月の部分で出していく部分が多いかと思っておりますので、申しわけございませんが、よろしく申し上げます。

議 長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） 6月からというのは、出てくるというふうに理解をさせていただきました。

冒頭にも述べましたように、4月から消費税が8%ということで、中小業者にとっては大変な状況になるというふうに考えております。この間の駆け込み需要があったわけですが、増税後の4月から6月期、この間の実質成長率、これがマイナス4.9%急落するというふうに日本経済研究センターが試算をされております。

ですから、この提言を早急に具現化していくことが私は急務であるというふうに考えております。その点について、町長はいかがお考えでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） あれをつくり上げていただいた委員の皆さんもそういう思いだと思いますし、できるだけそれらを受けとめて、新しい次のステップの段階で具現化を少しでも早くしていただけたらというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） ぜひよろしく申し上げます。

次に、提言にもありましたとおり、思い切ったプロジェクトの推進が必要だということで、与謝野町の産業振興基金、これを活用した推進ができないかという点もあるんですが、これについて、担当課でも結構ですが、ご所見を伺えたらというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） 私のほうからお答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、産業振興基金でございますね。これにつきまして現在積み立てがございまして、その部分の活用も今プログラムの中に入れまして、どういう施策で取り組むにつきまして、基金をどう使うかという部分では、今、課の中で検討をいたしております。

議 長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） ありがとうございます。

合併以来ですか、基金の残高ですが、これ1億二千数百万円程度というふうに私は聞いておるんですけども、これを活用するという事は非常に重要であるというふうに考えております。

先ほどから申し上げますとおり、本当にこの増税で大変厳しい景気の減退が起こるというふうに思っております。この間、全国の自治体でも地域活性化ということでいろいろな取り組みがされております。当町でも、既に平成21年、ご承知のとおり、3カ年にわたって実施された住宅改修助成制度というものも、やっぱり地域経済の活性化という点で2億6,000万円の税金投入、これによって39億円以上の経済効果が生まれたわけでありまして。中小業者にとっては、本当にこれで仕事ができて助かったという方も大変多くおられるというふうにお聞きしておりますし、また、この制度が中小企業振興基本条例、これの制定につながったというふうに私は考えております。

ぜひとも、6月、いろいろなできることから予算化をしていただいて、いろいろな施策というか、実現に向けて実施をしていただきたいというふうにお願いをいたしまして、私の一般質問を

終わらせていただきます。ありがとうございました。

議 長（赤松孝一） これで、和田裕之議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

次回は、3月10日、午前9時30分から一般質問を引き続き行いますので、ご参集ください。

お疲れさんでございました。

（散会 午後 2時11分）